

議案第219号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
○第328号線	97 29	1 80	さいたま市緑区大字 大門字鶴巻2182 番4地先	さいたま市緑区大字 大門字鶴巻2192 番1地先	
○第329号線	38 14	1 80	さいたま市緑区大字 南部領辻字稻荷下3 939番7地先	さいたま市緑区大字 南部領辻字稻荷下3 939番10地先	
○第334号線	454 42	2 70	さいたま市緑区大字 大門字鶴巻2194 番1地先	さいたま市緑区大字 大門字鶴巻2374 番2地先	
○第336号線	177 40	2 70	さいたま市緑区大字 大門字鶴巻2370 番1地先	さいたま市緑区大字 大門字鶴巻2358 番地先	
20785号線	43 40	1 84	さいたま市見沼区大 字御藏字木野下12 95番4地先	さいたま市見沼区大 字御藏字木野下13 05番1地先	